

児童相談所一時保護所における「課外活動」の意味

Meaning of “Extracurricular Activities” in Temporary Custody Facilities of Child Guidance Center in Japan

仲澤 瑞歩¹⁾, 樋川 隆, 野中 弘敏

Mizuho NAKAZAWA, Takashi HIKAWA, Hirotoishi NONAKA

概要

本研究では、児童相談所の一時保護所で過ごす児童のために有益な関わりを検討する目的で、保護所内で通常日課以外に行われる活動(「課外活動」)の内容・期待される効果・児童の変化・実施上の留意点と課題について、職員への質問紙および聞き取りによる調査を行った。その結果、戸外活動・ボランティアとの交流・レクリエーション・調理実習等の「課外活動」による新奇さへの関心と解放感を伴う気分転換の機会や、内面を表現する経験が児童の心理的安定に寄与していること、職員は「課外活動」をアセスメントの機会とする一方、児童の不利益を回避すべく細心の注意を払って活動を運営しつつ、児童による情動の自己コントロールを促し、共同生活上の制約の中で児童のストレスを最小限に抑えるべく取り組んでいることが明らかとなった。他方、混合処遇による児童のストレスや保護所設備を含めた環境の見直しが課題として考えられた。

I. 研究の目的

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為をいう(児童虐待防止等に関する法律第2条)。

1. 叩く、蹴る等児童の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)

2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。(性的虐待)

3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

食事を与えない。(ネグレクト)

4. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴言、つまり配偶者(婚姻の届け出を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行うこと。その他の児童に著しい心理的外傷を与えること。(心理的虐待)

厚生労働省(2015)によれば、児童虐待に関する児童相談所の2013(平成25)年度相談対応件数は73,802件となり、児童虐待防止法制定直前の約6.3倍に増加しているのに加え、虐待死も毎年100件前後と高い水準で推移している。年々増加し続けているこのような虐待を受けた児童の処遇に重

¹⁾専攻科保育専攻

要な役割を果たしているのが児童相談所であるが、この児童相談所には児童福祉法第12条の4に基づく一時保護所が併設されている。一時保護所（以下「保護所」）は、虐待をはじめ非行や発達障害等、様々な事情を抱えた幼児から17歳の児童が保護され、適切な処置を受けるまでの間、一時的に生活をする特殊な場である。入所期間が短期間であること、児童の年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により、保護所の計画的な運営には困難が多いが、基本的な日課を立て、その上で児童の状況により具体的な運営を行うことが求められており、様々な事情を抱えた児童が同じ場所で生活する一時保護所では、職員の専門性が重要となる。

保護所職員には社会福祉領域での勤務経験者が多く配置されているという特徴がある反面、児童福祉領域での勤務は未経験という職員が多く、児童福祉における専門性の確保と向上という点においては今後改善の余地がある。しかし、職員の専門性向上への意識は高いことから、研究体制および内容の整備によっては十分に対応できるものとされている(村田, 2010)。また、八巻・佐々(2010)は保護所における保育士の専門性と生活を共にする保育士だからこそ見出せる保育士の更なる役割について、個々人の子どもとの対応の方法論も含めた検討をすることが課題であると述べている。このように、一時保護所職員の専門性に関する研究は多々みられるが、保護所および職員の取り組みが保護所で生活する児童の心理的安定に果たす役割に目を向けた研究は少ない。一時保護所で生活する児童は保護者のもとから離され、受け入れられない気持ち、不安や不満もあるだろう。それらへの理解を深める必要性は言うまでもないものの、一時保護所で過ごす児童に第三者である研究者がアプローチすることは、ケースの進行や子どものプライバシー保護に影響を及ぼす可能性が大きく、それが児童を対象とした研究の少なさの一因となっているのかもしれない。では、一時保護所における取り組みの実態を通じて、制限された空間の中で職員が児童の情緒の安定のために行う配慮や活動の工夫について探ることにより、間接的ながらも入所児童のあり方について理解を深めることができただろうか。

一時保護所職員は限られた空間の中で生活せざるを得ない児童たちが楽しく生活できるよう、戸外活動、朗読ボランティア、学生ボランティア、コラージュ等、数々のレクリエーション活動を実施している。本研究では、一時保護所の職員に対するアンケートおよびインタビュー調査を通じて、これらの通常日課以外の活動によって児童の心はどのように変化したのか、どのような活動で児童が気分転換をすることができるのか、一時保護所職員は活動によってどのような効果を期待し何を課題ととらえているかを明らかにし、一時保護所における取り組みの意味と今後の課題を検討することを目的とする。

以下、本研究では一時保護所において日常的に行われている平常日課を通常日課とし、日常的に行われていない特別活動を「課外活動」と総称することとする。

Ⅱ．調査方法

- (1)対象：M県（人口80万人規模）Y児童相談所一時保護課職員10名¹⁾
- (2)期間：2015年（平成27年）7月～8月
 - ・アンケート実施期間：2015（平成27）年7月6日（月）～7月21日（火）
 - ・アンケート回収日：2015（平成27）年7月22日（水）
 - ・インタビュー実施日：2015（平成27）年8月19日（水）
- (3)方法：一時保護所の職員に向けて自由記述式のアンケート調査を行う。アンケート結果を元に考察をし、生じた疑問や深めたい点を、インタビューを通して深めていく。アンケートは保護所での児童の生活や活動に深く関わっている職員10名に依頼する。その後、児童と深く関わっている職員1名にインタビュー調査を依頼する。また、学生ボランティアとして筆者（仲澤）自身が児童と関わる中で行動観察を行い、気付いた点、児童の様子等を分析材料にする。児童の個人情報の取り扱いには十分な配慮をし、記録を行う。
- (4)記録方法：アンケートについては回収後、回答内容をまとめて記録した。

(5)アンケート内容：アンケートは、できるだけ限定されず自由に回答してもらうため、記述式で行った。

＜アンケート項目＞

- 【1】一時保護所での取り組みについて
- 【2】朗読ボランティアについて
- 【3】学生ボランティアについて
- 【4】コラージュについて
- 【5】その他の活動について
- 【6】これからの活動について

- ①これまでの様々な活動を振り返り、活動を展開していく上での課題等
- ②現在行っている活動で感じていること、取り入れていきたい活動等の自由記述

(6)インタビュー内容

- 【1】 予め項目を設定した取り組み以外の活動について
 - i 誕生会の内容
 - ii 水泳の内容と実施場所
 - iii 季節行事の内容とその回数
 - iv 調理実習の頻度と内容
 - v 外出の際の児童の人数と引率者の人数について
- 【2】 活動を展開していく上での課題について
 - vi 児童間の距離が近すぎることで生じてくる問題とは何か
 - vii 混合処遇とは何か
 - viii 情動のコントロールが難しい児に對し

ての配慮は何か

【3】自由記述について

ix 児童へのアンケート内容と要望で実現が難しいものはあったか

(7)調査対象への倫理的配慮

山梨学院短期大学研究倫理規程に則り、調査の目的・方法、プライバシー侵害の防止に配慮したデータの管理と公開論文執筆時の処理について、Y 児相一時保護課へ調査依頼書とともに通知し、承諾を得た。質問項目についても同保護所職員に予め諮り了承されたものを用いた²⁾。

Ⅲ. アンケート結果のまとめと考察

アンケート結果は以下のようにまとめられる。

【1】一時保護所での取り組みについて

一時保護所で取り組んだことのある課外活動は、朗読ボランティア、誕生会、戸外活動(外出)、水泳、季節行事、レクリエーション、コラージュ、書道、調理実習、グループワークという回答が得られた。回答数は、図1の通りである。

一時保護所では、朗読ボランティアやレクリエーションの他に、誕生会や書道など、適宜行われている活動、水泳やクリスマス会、初詣、節分、ひな祭り、七夕、お月見会、文化展など季節行事も頻繁に行っている。文化展とは児童が製作したものを展示したり歌やダンスを披露したり、日ごとの活動の成果を職員やケースワーカーに発表する活動である。定期的に行われている活動の他にも不定期な活動を行っていることが明らかになっ

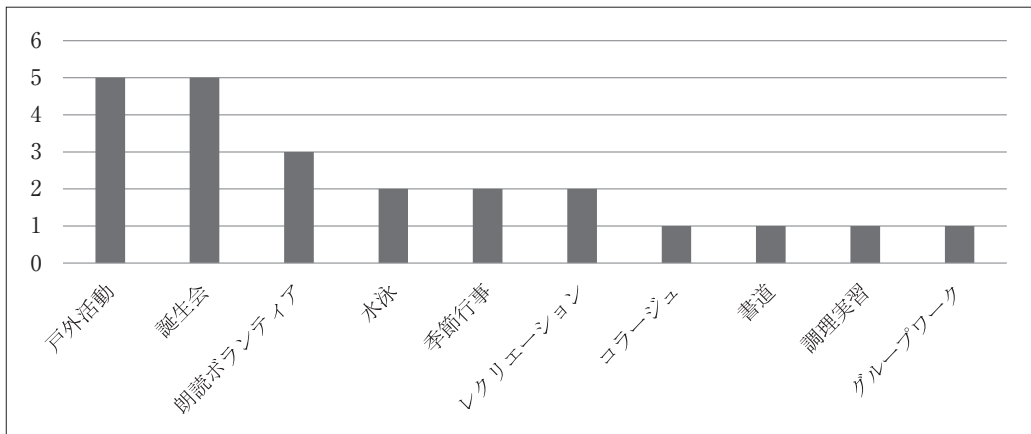


図1 一時保護所における課外活動の回答数(複数回答)

た。また、図1からはY児相においては職員全員が課外活動に関わっているわけではないことが読み取れる。それぞれの職員は役割を分担し、専門性を活かして児童に関わっていると考えられる。

【2】朗読ボランティアについて

「朗読ボランティアに来ていただくことでどのような効果が得られると思われませんか。」という質問に対する回答は、表1の通りであった。

月に1回行われている朗読ボランティアについての記述から、朗読ボランティアは外部と関わりを持つことのほかに、本に親しみを持つことや、本を読むことのない児童であっても話を聞くことで物語の面白さに気づくことが出来ること、話を聞くマナーを学ぶことができ、次の時限の導入としての意味があるとの回答をいただいた。朗読ボランティアをするために一時保護所を訪れる方は年配の方が多く、豊富な知識と経験から児童が楽しめる絵本を選んで読み聞かせをしたり語ったりしている。年配者との関わりから普段の日課とは違う、絵本の世界に浸り、想像する雰囲気を楽しみ、話を聞くマナーについて考える機会になるだろう。ひとつの活動の中にも児童にとって気分転換の意味、次の活動に移行するための切り替えの意味、人との関わりやマナーを学ぶ意味といった

複数の意味が含まれている。

【3】学生ボランティアについて

「学生ボランティアでどのような効果が期待できるか教えてください。」という質問に対する回答は、表2の通りであった。

学生ボランティアは、学生が児童の学習に寄り添い、わからないところを教えたり丸つけをしたりにして児童の学習のフォローをする。学生がつくことで少人数での学習が行えるため、近くに勉強を見てくれる人がいる、気軽に質問できる環境であることから学生ボランティアの存在は教育環境の充実にもつながっている。そのように学習活動への直接的な効果のほか、学生が児童のモデルとなってくれる、年が近い人と接することでいい刺激となる、との回答のように、外部から学生が勉強を見に来てくれることで児童に良い刺激が与えられるようであった。また、児童の礼儀や常識の身に付き方の観察や外部の人によるどのような対応をするかという子どもの反応を見る役割もあった。筆者(仲澤)が学習ボランティアに参加した際も、「今日は先生や職員ではなくこのお姉さんに学習を見てもらってね」と言われると、一生懸命学習に取り組む様子や嬉しそうに添削をお願いしたりする場面がみられた。それ以外にも休み時間に話

表1 朗読ボランティアに期待される効果(自由記述)

- ・本に関心を持ち、楽しむ時間を作れる・言葉の意味や理解が深まる・他者を意識しながら集中して話を聞く力を養える
- ・外部の方との関わり・聞くマナーについて学ぶ、身につける
- ・本を読むことのない児童であっても話を聞くことで面白さに気づくことができる
- ・外部との関わり・年配者との関わり・話を聞くマナーを身につける
- ・気分転換・次の時限の導入
- ・参加していない

表2 学生ボランティアに期待される効果(自由記述)

- ・年の近いことから、たわいもない話ができ、気持ちの安定につながる・身近な大人のモデルとなれる・学習に集中できる
- ・年齢の近い学生と関わることで身近な大人のモデルとなると良い
- ・児童らも年の近い学生と接することでいい刺激となる
- ・児童と年齢の近い学生と会話したり勉強することで将来への期待、今後についてなどモデルになると良い
- ・学習のフォロー・普段の学習と違った“特別感”のようなものが与えられる
- ・関わり方の違い(時間・年齢・限られた場面)による本人のアセスメントに役立つ→外部の人によるどのような対応をするか・礼儀、常識の身に付き方、人見知り、対人関係様式・人手不足にも助かっている(教育環境の充実)

をしたり一緒に何かしたりすることを楽しんでいく様子がみられた。児童の近くに一時保護所職員以外の、大人のモデルとなる人がいることが児童の見本となり、勉強を見てくれる学生に憧れのような感情を抱くことで、将来自分がこうありたいという気持ち、将来への期待を高めることができると考えられる。

【4】 コラージュについて

「この活動でどのような効果が期待できると思われますか。また、活動からどのようなことが見えてくると思われますか。」という質問に対する回答は、表3の通りであった。

コラージュ活動は、児童ひとりひとりが好きな雑誌から好きなものを切り取り、白い画用紙に自由に配置していく活動である。この活動を通して児童は自分の内面を自由に表現することができ、自己表現が活発になる。表現活動としての意味と児童の心理面を探るといふ心理的な意味合いがあることがわかった。また心理司にとっては児童の内面を推測することが出来る活動として、職員にとっても活動を通して自己表現を活発にし、行動アセスメントを行うことが出来る活動としての視点がみられた。雑誌という素材に親しみ、自由にコラージュを作って発表する活動は児童にとっていつもの活動とはちがった特別な活動であり、好きなものを集めてコラージュを作ることは雑誌の中から好きなもの、心に留まったものを集めることの楽しさを感じることができる。いつもとちがうことをすることで気分転換にもなるのではないかと推測される。また、自分の内面を言葉ではない部分で表現することで気持ちも整理されると考えられる。

【5】 その他の活動について

「朗読ボランティア、学生ボランティア、コラージュ以外の活動についてお聞きします。これまでの活動で、あなたの印象に残ったものを3つまでお答えください。」という質問に対して、5人の職員からの回答が得られ、そのうち「戸外活動」と答えた職員が3人、「誕生会」1人、「山登り」1人だった。すべての回答をまとめたものが表4である。

(1) 誕生会

活動の目的である「子どもの特別な日を大切にし、祝われる喜びを感じてもらおう」に職員の方々が一人ひとりの子どもの存在を認め、大切にしている様子が見受けられた。一時保護所という一時的な居場所で自分の存在を肯定してもらえることは児童にとって良い機会だと考えられる。また、祝われる児童も、その児童のために誕生日ケーキをデコレーションする児童も、誕生会を楽しむことができる活動である。この活動は一時保護所という空間の中で児童が特別になれる瞬間であり、祝われる喜びを感じると同時に祝う側の児童も他者のために自分が何かをすることの大切さやその喜びに気づくことができると考えられた。活動を通して家庭ではないが「大切にされている」と「特別」と感じてもらえることで、生活へのモチベーション向上の効果も期待されていた。

(2) 山登り

日ごろから児童は日課の中で体力づくりを行っているが、広々とした自然の中でのびのびと身体を動かす機会を設けることで日ごろの運動の成果を発揮し、自然と親しむことで気分転換になる。山登りは、児童に外出の機会を与える意味があり、山に登ることで味わえる達成感や充実感を職員、児童共に共感することができる。辛かった道のり

表3 コラージュ活動に期待される効果（自由記述）

<ul style="list-style-type: none"> ・自己表現が活発となる ・子どもの本音・本心を、心理司を通して推測することができる ・心理的な面から児童を見ることができる ・子ども達の心のうちを心理司から聞くことが出来、子どもの本音を垣間見ることができる ・心理業務の一つとして行っているため、その都度心理担当が見立てをしてくれる ・効果…児童の自己表現の機会の提供（想像&創造）、気分転換、芸術療法的な観点での効果 活動…本人の理解（作品の雰囲気から読み取る・本人の特性、性格）、作業時の行動アセスメント（ex.作業能力、興味の範囲、集団への適応力など）
--

表4 その他の課外活動で印象に残っているもの（自由記述）

活動	戸外活動	山登り	誕生会
活動の目的	・外出の機会を設け、心身のリフレッシュを図る ・リフレッシュの機会の提供 ・体験を増やす、ストレス発散、社会的学習	外出の機会	子どもの特別な日を大切に、祝われる喜びを感じてもらおう
活動に期待できる効果	・心身のリフレッシュ ・リフレッシュ・児童同士、職員児童間での交流 ・体験を増やす、ストレス発散、社会的学習	達成感	大切に思われている事を感じられることで心の安定、他者への思いやりを深められるのでは？
全体として児童の様子は、活動前と活動後で変化は見られたか。また、どのような変化か	・月1の行事だが、普段の戸外活動と違って、公用車で少し遠いところへ行くことで、すごく楽しんでいる様子が見られる、表情が違う。 ・ストレス発散になり、生活態度が向上したり、やる気の出る児がいる。 ・仲良く楽しみ、児の凝集性が高まる。	山に登ることで味わえる達成感や充実感を職員、児童共に共感することができる。辛かった道のりを振り返る。そして、あきらめずにやりきれたということ自信につなげていくことが出来る。	子どもたちが協力してその子のためにケーキのデコレーション等をして、終始和やかであった。祝った側も祝われた側も楽しめた。メッセージカードをもらおうと嬉しそうにずっと眺めていた。
実際に活動してみて、どのような効果が得られたと思うか	・心身のリフレッシュがはかれていると思う ・リフレッシュ・児童同士、職員児童間での交流 ・楽しむ・家庭環境、不登校など、経験が不足している児が多いので、体験が増える		家庭ではないが“大切にされている”と“特別”と感じてもらえることで、生活へのモチベーションとなるものでは？

を振り返る。そして、あきらめずにやりきれたということ自信につなげていくことができると考えられていることがわかった。

(3) 戸外活動

外出の機会を設け、心身のリフレッシュを図る、体験を増やす、ストレス発散、社会的学習を目的として、公用車を使って少し遠いところへ外出する。月に1度の行事だが、普段の戸外活動と違って、公用車で少し遠いところへ行くことで、子どもたちのとても楽しんでいる様子がみられる、との回答が得られた。また、活動前と活動後では児童の表情が違うと感じた職員もあった。ストレス発散になり、生活態度が向上した児がいる、やる気の出る児がいる、仲良く楽しみ、児の凝集性が高まるといった回答から、戸外活動を通して児童

が気分を切り替えられている様子がうかがえた。また、リフレッシュ効果のほかに児童同士、職員児童間での交流を深めるといった効果や家庭環境、不登校など、経験が不足している児童に体験の機会が増えるといった効果も見られたようであった。一方で、場合によっては外出許可が下りずにみんなと一緒に出かけることができない児童がいることもある。その子に配慮して全員の外出機会を逃すわけにもいかず、外出の機会がマイナスに作用してしまう場合もあるのが難しく、職員はその調整に苦労しているようであった。

【6】これからの活動について

「これまでの様々な活動を振り返り、活動を展開していく上での課題等ありましたら教えてください」

表5 課外活動を展開していく上での課題（自由記述）

- ・児童間の距離感
- ・混合処置のため
- ・解放的な雰囲気を楽しめるのは良いが、情動のコントロールができない児が多く、後々の活動にさしつかえることがあり、配慮が必要だと思う。それぞれの児の事情で、外出できない児も出てくる時の関わりの難しさ

表6 現在の／今後の課外活動についての所感（自由記述）

- ・児童の希望に沿った活動も多く取り入れていく
- ・保護所で生活する中で戸外活動がいろいろフレッシュとなっている。スポーツ大会
- ・児童の音楽活動
- ・様々なニーズを持つ子どもたちに個別に関わるわけではないので、誰かのために活動を考えると、別の子にとってマイナスに作用してしまうことがあることが難しい

さい。」という質問に対する回答は、表5の通りであった。

(1) 「児童間の距離感」について

以前筆者（仲澤）が研修で一時保護所に関わっていたとき、中学生、高校生の女子同士が仲良く一緒にいる光景を度々目にしてきた。その際に職員の方に「あのふたりの距離や会話に気をつけておいて欲しい」とご指導いただいたことがあった。一時保護所のルールとして、自分のことを他の児童に話さない、逆に他の児童にその子の事情を聞かないというものがある。職員だけでなく児童もこれを守らなければいけないが、日々一緒に生活していると仲良くなり、いろいろな話をしたくなってしまふのは自然なことかもしれない。しかし自分や他の児童の安全を守るため、トラブル回避のため個人的な話をしたり、距離が近くなり過ぎたりしないように気を付けてみる必要があるのだと教えていただいた。それは、話す・聞くことで、一時保護所を退所した後も児童で交流が続き、予期せぬトラブルに巻き込まれてしまう危険性や虐待等の家庭事情が外部に漏れてしまう可能性が予想されるからである。

以上のことから、児童間で仲が良くなりすぎないように職員が注意して見守ることが必要と考えられていることがわかった。

(2) 「活動と情動のコントロール」について

一時保護所では開放的な雰囲気の中で児童が楽しめるような工夫がされている。しかし情動のコントロールができない児童も多く、後々の活動に差し支えることがあり、配慮が必要だという回答

が得られた。それぞれの児童が複雑な事情を抱えているが、全員にプラスに働くよう関わることは難しい。それぞれの児童の事情で外出できない場合にどのような対処を行っているのか詳しく聞く必要があると考えられた。

また、「現在行っている活動で感じていること、これからどのような活動を取り入れていきたいと考えているか等ありましたら、自由に記述してください。」という質問に対する回答は、表6の通りであった。

一時保護所という空間のなかで、いつ退所できるのか、いつまでここにいればいいのか、これからどうなってしまうのかという不安を少なからず抱えている児童にとって、戸外活動は気分転換になり、気持ちを落ち着ける役割もある。常に同じ日課、同じ毎日の繰り返しでは児童も不安定になってしまう。一時保護所にいる間の日々を楽しく過ごせるように一時保護所の中でいつもと違う活動を試みたり、たまに外に出たり、刺激を与えることが必要であると考えられた。

Ⅳ．インタビューの回答および考察

アンケートで得られた回答についてより詳細な情報を得るため保護所での児童の生活や活動に深く関わっている職員1名にインタビューを依頼した。

以下、インタビューによる回答およびそれらに関する考察を述べる。質問項目は<>で示した上で、予め提示していた質問項目については前章Ⅲの質問内容に対応する番号を付した。

【1】 予め項目を設定した取り組み以外の活動について

(i) 誕生会の内容と頻度

【回答】：基本的に毎月一回やっていますが、誕生日の人がいない月には行っていません。内容は、みんなでケーキを作って、あとは誕生カードを職員のほうで用意をしてプレゼントします。また、貰ったカードは退所の際に持って帰りますが、子ども同士でコメントを書いたりするとプライバシーになってしまうので、あくまでも職員がコメントを書くというような形でやっています。

誕生会では、生まれてきたことを祝福される経験を通して児童の自己肯定感を高める役割があると考えられる。一時保護所にやってくる児童の中には「生まれてこなければよかった」と実の親に言われて育った子もいる。生まれてから一度も誕生日を祝われなかった児童もいるかもしれない。しかし一時保護所で誕生日を祝われることで児童自身が生まれてきてよかったのだと思えるようになるだろう。祝われる経験をする、今度は自分が他の児童の誕生日を祝おうという他者を思いやる気持ちが芽生える。誕生会は祝われる児童、祝う児童両者にプラスに作用する活動である。楽しい活動ではあるが、職員のみが児童の誕生カードにコメントを書くことで児童のプライバシーには十分な配慮がなされている。一時保護所内で誕生日を迎えた児童は退所の際にプレゼントされた誕生カードを持ち帰ることが出来る。形ある贈り物をもたらしたことで、誕生日を祝福してもらった思い出として児童の心に残るだろう。

(ii) 水泳はいつ活動しているか。また、実施場所に配慮はされているのか

【回答】：夏の時期なので、だいたい7月～9月の毎週金曜日で、所外活動もあるので月3回くらいです。場所はいくつか候補があって、保護所から行ける範囲で4か所設定しています。何故かっていうとね、その子にとって住んでいる場所に近い等の理由で行けない場合も出てくるので、その4か所のなかのどこかに行くようにしています。

水泳を通して、児童は一時的に夏の暑さを忘れ、気分転換ができる。一時保護所は空調設備も整っており、過ごしやすい環境ではあるが、外部のプールで泳ぐことで身も心も開放的になる。夏ならではの活動を楽しむことは季節感を味わい、気分転

換をする上で大切なことである。また、予め4か所のプール施設を設定しており、児童の住んでいる地域や関連との距離を吟味した上で毎回どの施設を利用するか判断することから、児童全員が最大限活動に参加できるようにするための職員の配慮が伺えた。

(iii) 季節行事はどのようなことを行っているのか

【回答】：七夕、お月見会、11月には文化展。みんなに発表してもらったり普段作っている制作物とか展示したり歌とか踊りとか発表してもらったりします。去年やっていたよね、あれ。あとはクリスマス会、初詣、節分、ひな祭りとかね。みんなでひな祭りの飾りつけしたりして。結構いろいろやっていますね。

一時保護所では季節に合わせて様々な行事を行っていることが明らかになった。外部との接触が少なく、閉鎖空間である一時保護所において季節の移ろいを感じられる活動は重要である。特に11月の文化展は、児童個人での制作やその時一時保護所にいる仲間と歌の練習やダンスの練習を行い、本番では一時保護所職員やケースワーカーに向けて作品の展示や歌、ダンスの発表を行っている。制作では自分で一つの作品を仕上げる達成感、成果を展示して見てもらうことで褒められる喜びや自信につながると考えられる。また、歌やダンスの披露は仲間と協力して何かを成し遂げることの達成感や満足感を味わうことができると考える。しかし一時保護所は児童の出入りが激しい場所である。筆者(仲澤)は、ある児童が文化展の数日前に入所してきた場面に遭遇した。新しく来た児童に対して、それまで熱心にダンスの練習に打ち込んでいた児童が自分の練習を止め、丁寧に振付を教えている様子が見られた。文化展は個人だけでなく、他の児童とも密に関わって成功させる行事であり、この活動を通して他者と協力することの大切さに気づき、思いやる気持ちが高まるのではないかと考えられる。

(iv) 調理実習はどれくらいの頻度で何を作るのか

【回答】：だいたい連休があるときの日曜日にたいていやっています。なのでね、頻度とすると、5月の

連休でもやっているし、7月もあって、8月もこの間バーベキューをお盆日課でしました。あとは9月も調理実習をやるので、2か月に一回くらいはやっているかな。・・・もっと多いか。結構な頻度でやっていますね。内容はバーベキューをしたり、たこ焼き、クレープ作りをしたりとかその時々でいろいろ作っていますね。子どもたちにとっても新しい刺激にもなるし、保護所にしてみてもどれくらい調理ができるかっていう行動観察のひとつにもなるからね。手先がどれくらい使えるか、とかを見る意味もありまし、刃物の危険性なんかも見られるので。

調理実習では、保護されてきた児童がどれくらい調理できるのか、刃物の危険性を理解しているのかといった行動観察の意味も含まれている。バーベキューをしたりクレープを作ったり、普段の食事は栄養士が作ってくれているが、自分たちで作って食べる経験は良い気分転換になると考えられる。

(v) 外出の際は何人くらいの児童を、何人の職員が引率するのか

回答：職員はだいたい4、5人で行ってきます。外出自体は基本的には全員行くことになっているけど、ただ入所して間もない子だと例えばこっち(心理や担当の職員)との面接が入っているとか、様子の状況もわからないので、そういった場合には残ってもらうこともあります。他には外出先自体がその子の住んでいるエリアとか、そのエリアに行くと親との危険性があるよ、といった場合にはその子は置いていくとか、違う場所のところについて、先に戻ってくるといった形を取るような工夫はしています。また、様々な理由で外出できなかった子が外出してきた子に対してうらやましいみたいな気持ちはあるようですが、あくまでも行く前にいけない理由、こういうことがあるからだよ、という説明はしています。うらやましい気持ちはあるけれど、職員のほうで理由を説明してフォローしているので不安定になったり、両者で摩擦が起こったりすることはそんなにないですね。

外出の際は4、5人の職員が引率することが明らかになった。10人ほどの児童を引率する職員は安全に配慮し、児童が楽しく過ごせるよう配慮が必要である。また、入所して間もない児童や特別な事情により外出が出来ない児童のフォローも行われていることが明らかになった。筆者(仲澤)は、外出してきた児童と出来なかった児童で摩擦が起こり、児童間の関係が悪くなることを懸念し

ていた。しかし多くの児童は何故自分がここにいるのか、どうして外出できないのか理解している児童が多く、うらやましい気持ちはあるが自分と他の児童は違うことを理解しており、他と自分の線引きがしっかりできているようだ。Y児相では外出が理由で児童間の関係が悪くなるという現象はみられなかった。外出した児童は外出先で気分転換が出来、一方で場合によりできなかった児童も一時保護所内で静かに過ごしたりゆったり過ごしたりすることで気分を落ち着けることができるのではないかと考える。しかし職員は外出先が児童の住んでいるエリアである、保護者と遭遇する危険がある、といったことが起きないように配慮し、かつなるべく全員が外出して気分転換できるよう配慮していることが明らかになった。

【2】活動を展開していく上での課題について

(vi) 活動を行う上で児童間の距離が近すぎるとどういった問題が起きるのか

回答：基本的に保護されている子って、いろんな理由で来ているじゃないですかね。地域だって違ったりするので、今はケータイとか便利な社会になっているから、出たらすぐそこで繋がっちゃうという危険性がありますね。例えば悪いことをする子同士で繋がってしまっても困るだろうし、逆のパターンでターゲット、対象というか「あいつあそこにいたよ」みたいな情報が広がってしまうという危険性もあります。距離感が近すぎると子ども同士で連絡先を交換しよう、なんていったこともあるので、そこはルールとしてしっかり守るよう、職員のほうで注意をしています。例えば学校が同じだったり、中には地域が一緒だったなんて子もいたりするので、地域で広まっても困るので注意が必要になります。

一時保護所は様々な理由で保護された児童が集まる場所である。虐待で保護された児童もいれば、非行で保護された児童もいる。こうした全く別の性質を持つ児童が同じ空間で過ごし、仲良くなって連絡先を交換してしまうこと、身の上を話してしまうことは一時保護所を退所してから大きな問題が生じることにつながる。例えば児童同士から個人情報が漏れてしまう、不良と関わりを持ってしまう等様々なトラブルが考えられるため、職員は楽しい活動、児童同士が仲良くなれる活動を展開しつつも児童が適度な距離感を保ち、仲良くな

り過ぎることがないように注意して見る必要があることが明らかになった。

(vii) 混合処遇とはなにか

回答：混合処遇とは、漢字でみるように混ざっているってことで、ひとつは男子と女子が混ざっているような状態。ひとつ屋根の下で年頃の男子女子って、本当は良くないよね。普通は分けるよね。そこが一緒になってしまっているところがひとつ。あとは非行児童と被虐待児が一緒っていうのも良くないよね。非行はほら、暴力とか手を出すような児童と逆に虐待を受けて怖い思いをした子が一緒にいるっていうのも良くないよね。あとは幼児さんと大きな子、っていうもの良くないですね。幼児さんは年齢として入ってしまっているの。そういうのを混合処遇しています。中には他県の保護所だとこの混合処遇を解消してね、男子棟女子棟みたいな感じとか、虞犯の子専用の個室を用意しているところも最近はあるね。うちは残念ながらそういう感じではなく、昔の造りになってしまっているけど。あとはほら、居室の面積とかも本当は決まっています、昔の基準には達しているからいいんだけど、本当は一人ひとり個室を用意してあげたいし、それが児童の権利を守る上では必要なだけけれど…。見た通り6人ごろ寝とか、おっきい男の子たち4人がごろ寝とかなくなっちゃうんだよね。そこもネックかな、という感じですよ。T市の一時保護所)は個室、二人部屋ができていて、結構広いです。あとは室内の遊具室プレイルームみたいなものがある。トランポリンとか。うちとは違っているけど、ただね、あっちにはあっちの弱点もあるし、T市はそういった面で行くと二人部屋や個室の完備はされているけども。学習室もあって、学習は学習っていう大きい部屋があるんだ。そういう違いはある。逆にこっちはコンパクトだから職員が目が行き届きやすいというメリットもあるけど。でもやっぱりこれは解消していきたい問題ですね。職員から見てもそうだし、一番窮屈な思いをするのは子どもたちだから。せっかく保護できているのに何だか落ち着かない…では、それも落ち着かない原因になるのかなあとも思いますね。

混合処遇は、全く性質の異なる人や環境などが混ざってしまっている状態のことであり、あまり褒められた環境ではない、という理由から、混合処遇のY児相のような一時保護所は、児童をしっかり見守ることができるという利点があるが、児童にとっては窮屈でストレスを感じやすい空間である。だからこそ頻繁に気分転換できるようなレクリエーション活動を行い、心の安定をはかっているのだということがわかった。一方で、同県T

市の一時保護所³⁾は二人部屋で広々しているようだ。他県ではこの混合処遇を解消しているところもある。このように、ひとえに一時保護所といっても施設の設備は様々であるということが明らかになった。構造上の問題や予算の問題などにより、すべての一時保護所で混合処遇を解消するのは困難だが、児童の最善を考えるならばやはり混合処遇を解消し、ストレスの少ない環境をつくっていくことが必要であると考えます。

(viii) 情動のコントロールが苦手な児に対してどのような配慮しているのか

回答：心理の職員さんがいるので毎日その子のケースや見立ての確認をしてくれています。心理がアドバイスというか、こういう形で特性はどういうかたちとこの見立てしてくれるのでどういう言葉がけをしたらいいとか、関わり方はこうがいい、という話をしてくれるので職員は話を聞いたうえで、職員間で検討して関わりをしている、という配慮をしています。本当に情動のコントロールが苛立ちちゃって難しい子には個別に話をする機会を設けてそこで担当職員、心理司の話を聞くんだけど、実際自分で苛立った時の対処法を書いてもらう、自分でも考えてもらうようにしています、うちの保護所では。それを紙にしてもらって自分でちゃんと見られるようなかたちでなるべく本人にフィードバックして、職員が言っているだけじゃなく、というような形でコントロールできるように配慮しています。

情動のコントロールが難しい児童がいるが、そのような児童に対し職員は、児童に自分で苛立った時の対処法を書いてもらう、自分でも考えてもらうことで、情動に巻き込まれないためのスキルが獲得できるよう特別な配慮をし、心理司の指導のもと児童自ら情動のコントロールができるように促している。また、職員間で情報共有を行い、児童との関わり方を検討する一方で児童が自ら気持ちを落ち着かせることができるよう考えることも大切であるとわかった。

(ix) 児童へのアンケート内容と要望で実現が難しいものはあったか

回答：例えば所外でディズニーランドに行きたいとか、予算的なものもそうだし、ここでそういうところに行くことはできないので…。そういうのは難しいし、要望に応えられないところもあるね。

あとは自分の見たいDVD、本、CDは要望で書いたりするけれど、なるべく要望は聞くようにしてこっちで買ったりしています、中にはやっぱりどうしても暴力的な表現が入っているものや性的な表現があるようなDVDを見たいなって要望もあるけども、洋画とかあの、ピストルで撃ち合っていて結局男女のロマンスがあっちゃう…みたいなね、そうなるところで見せるのはいけないから。内容によっては本人たちに見せられないようなものがあるのでそういった場合には本人たちに話を、ここでは見せられないから家に帰ったときやここ出て行ってから見てね、という話をしています。前いた時はあれだよ、バイオハザードは録画していたけれど小さい子がいるから見せられないよってあったじゃんね。暴力シーンとかゾンビを殺すところなんて、ね。

一時保護所はできるだけ児童が快適に過ごせるよう配慮を行っているが、異年齢の児童と一緒に過ごす空間であり、共同生活をする場であるため、どうしてもルールや制限を設けることが必要である。予算の問題や、観たいDVDの内容的な問題⁴⁾など児童の要望に応えられないこともある。一時保護所は、児童がこれから過ごす可能性のある児童養護施設の予行練習でもあり、共同生活の練習の場でもあると推測される。多くの児童は家庭に帰るが、なかにはそのまま児童養護施設に引き取られる児童もいる。いきなり児童養護施設で共同生活をするとなると、困惑する児童もいるだろう。その予行として一時保護所で共同生活の練習を行っている。一時保護所は何でもできる場所ではないし、快適すぎても問題である。適度に過ごしやすく、かつ児童のストレスを最小限に抑える工夫や活動を考えていくことが重要であるとわかった。

V. 総合考察

本研究では、児童相談所一時保護所の通常日課以外の活動に焦点を当て、アンケートとインタビューをもとに、一時保護所で生活する児童がどのような活動で気分転換を行っているか、職員がその活動の実態とともに、活動にどのような期待しているかについて考察し、分析を進めてきた。

その結果、一時保護所では通常日課の他に外出の機会を設ける、調理実習等保護所内でレクリエーションを行うなどして入所している児童の気分転換になるような活動を行っていた。いつもと

違う活動を通して児童は気分転換し、心を落ち着かせることができているということが明らかになった。「児童相談所運営指針の改正について」(厚生労働省、2005)のレクリエーションの項目には「入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バドミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動を実施することも子どもの安定化等に有効である。したがって、これらのための道具、設備等の整備にも十分留意する。」と明記されているが、Y児相においても、外出の際は4、5人の職員で引率する、出かける児童の住んでいる地域や保護者との遭遇の可能性には細心の注意を払い外出先を変更する、またはその児童だけ先に戻ってくるなど、活動が適正に行われていた。

また、アンケート結果より、朗読ボランティアや学生ボランティアのように外部の人と交流することによって良い刺激となり、また児童の礼儀や常識の身につけ方の観察や、外部の人に対してどのような対応をするかという子どもの反応をみることもできるということがわかった。レクリエーション活動には児童の心の安定化を図る目的の他に、経過観察や行動観察が行えるような配慮もされており、児童の性格や能力を正確に見極める役割もあることが明らかとなった。コラージュ活動は、心に留まったものを集めることの楽しさを感じ、自分の内面を言葉ではない方法で表現することで気持ちを整理する表現活動としての意味と、活動を通して自己表現を活発に促し、児童の内面を推測する行動アセスメントを行うことで、児童の心理面を探るといった心理的な意味合いがあった。また、調理実習も、どれくらい調理できるのか、刃物の危険性を理解しているのかといった行動観察の意味も含まれていた。つまり、レクリエーション活動、コラージュ、調理実習には児童が楽しめることの他に職員視点からの行動観察の意味も併せ持ち、両者にとってプラスに働く活動であることが明らかになった。

月に何回か外出の機会を設け、閉鎖空間から解放されて羽を伸ばすことができるよう一時保護所

でも配慮がなされているが、一方で様々な事情により、外出が難しい児童もいる。筆者（仲澤）は当初、そうした児童と外出してきた児童の間に軋轢が生じることはないのかと疑問を持った。しかしアンケート、インタビューを通して児童の多くは自分の置かれている状況を理解し、外出できない理由に納得することが多く、他の児童との関係が複雑になることは少ないのだということが明らかになった。児童は自分が「保護」されている身であることを理解している子が多く、他の児童と自分を比べて児童関係に摩擦が起こるような様子はY児相では見られていない。なかには情動のコントロールが難しい児童がいるが、そのような子には、自分で苛立った時の対処法を書いてもらう、自分でも考えてもらうなどの特別な配慮をし、心理司の指導のもと自ら情動のコントロールが出来るように促している。職員間で情報共有を行い、児童との関わり方を検討する一方で児童が自ら気持ちを落ち着かせることができるような取り組みも大切である。

一時保護所はできるだけ児童が快適に過ごせるよう配慮を行っているが、異年齢の児童が一緒に過ごす空間であり、共同生活をする場であるため、どうしてもルールや制限を設けることが必要である。予算の問題や、見たいDVDの内容的な問題など児童の要望に応えられないこともある。多くの児童は家庭に帰るが、なかにはそのまま児童養護施設に引き取られる児童もいる。いきなり児童養護施設で共同生活をするとすると、困惑する児童もいるだろう。その予行として一時保護所で共同生活の練習を行っていると考えられる。一時保護所は自由な場ではなく、何でもできる場所ではないし、快適すぎても問題である。適度に過ごしやすく、かつ児童のストレスを最小限に抑える工夫や活動を考えていくことが重要である。

アンケート、インタビューを通して見えてきた大きな課題は混合処遇である。児童は課外活動によって気分転換ができていますが、一時保護所にいる児童にとってY児相のような混合処遇はストレスになる可能性が高い。根本的な解決策として、一時保護所の設備改善が求められる。また、各一時保護所によって施設の様相が異なることもインタビューを通して明らかになった。一時保護所間

の児童の置かれる環境に差が生じることがないよう、児童が過ごす環境の見直しは常に必要であろう。

一時保護所は児童養護施設ほど認知されている場所ではなく、そこで児童がどのように過ごしているのか、どのような環境なのか知らない人が多い。しかし一時保護所は心に傷を負った児童が心を落ち着かせ、そして適切な処置が行えるよう行動観察をすることを通して児童の未来を決定する、重要な役割を果たす場所であることが改めて明らかとなった。

今後はさらに、他地域の一時保護所の取り組みや設備・環境のデータを収集し、保護された児童の福祉を最大限保障する一時保護所のあり方について検討を加えることが必要であろう。

【注】

- 1) 本地域や児童相談所の特定を避けるため児童相談所名、職員名は伏せている。
- 2) 本研究は、山梨学院短期大学研究倫理委員会による「人の研究に関する研究倫理審査」によって承認された（承認番号2015004）
- 3) 同じM県の一時保護所であり、県の東部を担当している。
- 4) 筆者（仲澤）が一時保護所で現場研修を行っていた際、児童がテレビ放映していたバイオハザード（ゾンビが出てくる映画）を一時保護所のテレビで録画していた。その時は録画しても良いということになり、録画がされていた。しかし後日職員同士で話し合った結果、保護所には幼児がおり、大きな子がバイオハザードを見ているとどうしても目についてしまい、良くないのではないかということになり、児童が録画しておいたバイオハザードを消した、ということ朝礼で児童に伝えていた。男の子は、最初は不満そうだったが、職員が理由を説明すると納得したようだった。

【参考文献】

- 厚生労働省 児童相談所運営指針の改正について
 <<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-kai-honbun.html>>（2015年10月23日閲覧）
- 厚生労働省 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>> (2015年10月23日閲覧)

厚生労働省 児童虐待の定義と現状

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html> (2015年8月28日閲覧)

厚生労働省(編)(2015). 平成27年版厚生労働白書
—人口減少社会を考える 希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して— 日経印刷

村田一昭(2010). 児童相談所一時保護所の援助体制と職員の実態に関する調査研究 社会福祉研究(愛知県立大学), 12, 41-50.

八巻みゆき・佐々加代子(2010). 児童相談所一時保護所における保育士の役割 研究年報(白梅学園大学), 15, 82-90.

和田一郎・山本恒雄・堤ちはる・大久保牧子・玉井紀子・阪東美智子・安部計彦・茂木健司・畑井田泰司・田中梨映子・秋山梨奈・大崎元・川松亮(2013). 一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査 日本子ども家庭総合研究所紀要, 50, 59-131.